令和2年度地震・津波等の新知見データベース の改修に係る一般競争入札説明書

[全省庁共通電子調達システム対応]

入札 説 明 入 得 札 心 入 書 式 札 様 紙入札方式での参加様式 任 状 様 予算決算及び会計令(抜粋) 仕 様 入札適合条契約書(案 件 )

令和2年9月 原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門

# 入 札 説 明 書

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ 地震・津波研究部門

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告(令和2年9月23日付け公告)に基づく入札については、関係法令及び原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

- 1. 競争入札に付する事項
  - (1) 件 名

令和2年度地震・津波等の新知見データベースの改修

(2) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(3)納入場所

仕様書による。

(4)入札方法

入札金額は、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2. 競争参加資格

(1)予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。
- (4) 令和 0 1 ・ 0 2 ・ 0 3 年度 (平成 3 1 ・ 3 2 ・ 3 3 年度) 環境省競争参加資格 (全省庁 統一資格) 「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6)入札説明会に参加した者であること。

## 3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の提出期限内に提出しなければならない。また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会の日時及び場所

令和2年9月30日(水)16時00分~

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室

- ※1 参加人数は、原則1社1名とする。
- ※2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。
- ※3 本案件は入札説明会への参加を必須とする。
- 5. 適合証明書の受領期限及び受領場所等
  - (1) 受領期限

令和2年10月15日(木)12時00分

(2) 受領場所

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ 技術基盤課契約係(六本木ファーストビル16階)

- (3) 提出方法
  - ア、電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムで参加する場合は、5. (1)の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること(同システムのデータ上限は10MBまで)。

イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は5. (1)の期限までに持参または郵送とする。郵送の場合は受け付けるが確実に届くよう、配達証明等で送付すること。なお、メールによる適合証明書の提出は受け付けない。

(4) その他

審査の結果は令和2年10月23日(金)までに電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。(審査結果通知書)

- 6. 競争執行の執行の日時、場所等
  - (1) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和2年10月26日(月)15時30分

場所 原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室

- (2)入札書の提出方法
- ア. 電子調達システムによる入札の場合
  - 6. (1)の日時までに同システムにより入札を行うものとする。
- イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を5. (1)の日時までに5. (2)の場所へ持参又は郵送すること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を6. (1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。

- ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した 入札は無効とする。 7. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- 8. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。
- 9. 入札保証金及び契約保証金 全額免除
- 10. 契約書の作成の要否 要
- 11. 契約条項 契約書(案)による。
- 12. 支払の条件 契約書(案)による。
- 13. 契約手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- 14. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 伊藤 隆行 〒106-8450 東京都港区六本木一丁目 9番 9 号
- 15. その他
  - (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において、速やかに書面をもって説明しなければならない。
  - (2) 本件に関する照会先

質問は、電話、FAX又はメールにて受け付ける。

担当:原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門 山川 光稀

電話: 0.3-5.1.14-2.2.2.6F A X: 0.3-5.1.14-2.2.3.6 $\beta-\mu\gamma$   $\nu\lambda$ : kouki\_yamakawa@nsr. go. jp

(3)電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先 政府電子調達システム (GEPS) ホームページアドレス https://www.geps.go.jp/ ヘルプデスク 0570-014-889 (ナビダイヤル) 受付時間 平日8時30分~18時30分

# (別 紙)

# 原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

### 1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約(工事に係るものを除く。)に係る一般 競争又は指名競争(以下「競争」という。)を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守 しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

## 2. 入札説明書等

- (1)入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟 読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3)入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

## 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格(全省庁統一資格)を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

#### 4. 入札書の書式等

入札者は、様式1の書面による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

#### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称 又は商号)、宛名(支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿 と記載)及び「令和2年10月26日開札[令和2年度地震・津波等の新知見データベー スの改修]の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3)電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかなければならない。

## 8. 代理人等の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。
- (2)入札者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人等とすることができない。

## 9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

## 10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人等による入札又は電子調達システムに定める委任の手続き を終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ① 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- 風暴力団排除に関する誓約事項(別記)について、虚偽が認められた入札
- ② その他入札に関する条件に違反した入札

#### 11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

#### 12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理 人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことがで きる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3)入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ 競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。

- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

# 13. 調查基準価格、低入札価格調查制度

- (1) 工事その他の請負契約(予定価格が1千万円を超えるものに限る。)について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額(以下「調査基準価格」という。)に満たない場合とする。
  - ①工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
  - ②前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札(以下「低入札」という。)した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等(以下「低入札価格調査」という。)に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

#### 14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

### 15. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに 当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係 のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

### 16. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

## 17. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印(外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。)し、契約書を受理した日から10日以内(期終了の日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。)に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 18. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
  - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
  - ア 暴力的な要求行為を行う者
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
  - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
- 3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者 が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが 判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

# 入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地商 号 又 は 名 称代表者役職・氏名

印

(復) 代理人役職・氏名

印

注)代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、(復)代理人の記名押印が必要。 このとき、代表印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

1 入札件名 : 令和2年度地震・津波等の新知見データベースの改修

2 入札金額 :金額 円也

3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。

4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地 商 号 又 は 名 称 代表者役職・氏名

印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 令和2年度地震・津波等の新知見データベースの改修
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由 (記入例)電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者連絡先<br/>
部署名 :<br/>
担当者名 :<br/>
TEL :<br/>
FAX :<br/>
E-mail :

(様式3-①)

# 委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地(委任者) 商 号 又 は 名 称代表者役職・氏名印

代理人所在地 (受任者)所属(役職名) 代理人氏名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

# (委任事項)

- 1 令和2年度地震・津波等の新知見データベースの改修の入札に関する一切の件
- 2 1の事項に係る復代理人を選任すること。

(様式3-②)

印

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地 (委任者)商号又は名称 所属(役職名) 代理人氏名

復代理人所在地 (受任者)所属(役職名) 復代理人氏名

当社を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和2年度地震・津波等の新知見データベースの改修の入札に関する一切の件

# 予算決算及び会計令(抜粋)

(一般競争に参加させることができない者)

- 第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第 一項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほ か、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
  - 一 当該契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第三 十二条第一項 各号に掲げる者

## (一般競争に参加させないことができる者)

- 第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。
  - 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に 虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者 を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した とき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に 参加させないことができる。

仕 様 書

1. 事業名 令和2年度 地震・津波等の新知見データベースの改修

### 2. 適用

この仕様書は、原子力規制委員会 原子力規制庁(以下「規制庁」という。)が調達 する上記の契約に関する仕様を規定するものである。

#### 3. 概要

新知見データベースは原子力規制委員会技術情報システムを構成する情報システムとして運用されているが、現行のオペレーティングシステム (OS) のサポート終了による OS の更新に伴い原子力規制委員会技術情報システムが用いるミドルウェアが更新される予定である。このため、これらの更新に対応できるように、新知見データベースを改修する。

本改修は、本年度に行う前半作業では、調査・システム環境の構築、設計、開発を行い、 来年度に行う後半作業では、前半作業で作成した新知見データベースについて、機能確認テ スト、運用を行う。本仕様書は、前半作業について記載する。

#### 4. 実施内容

新知見データベースは、既往の地震、津波等に関する調査結果に基づいて蓄積した文献、情報及び要約を登録したデータベースであり、現在規制庁内に設置されている原子力規制委員会技術情報システムを構成する情報システムとして運用されている。原子力規制委員会技術情報システムが用いるミドルウェア(MW)は、今後オペレーティングシステム(OS)の更新に伴い更新される予定である。本事業は、これらの更新に対応できるように、新知見データベースを改修する。

実施項目は以下の[1] ~[4] の 4 項目とし、各作業の実施内容を以降の各節に記載する。ただし、本仕様書で定めることができない細部については、規制庁担当者と協議の上設定する。

- [1] 調査、システム環境の構築
- [2] 設計
- [3] 開発
- 〔4〕成果報告書作成

なお、本仕様書の付録「新知見データベースの概要と構成」に現在稼働している新知 見データベースについての解説を記載したので、下記4.1から4.4の実施項目の作 業計画立案の前にその内容を確認すること。

#### 4.1 調査、システム環境の構築

#### (1) システム環境の分析と調査

現行の新知見データベース(以下、「現行データベース」という。)の構成について 分析調査する。現行システムに用いられているハードウェア構成を表 4. 1の左欄に 示す。現行データベースのソフトウェア構成を表 4.2 の左欄に示す。現行データベースのディスク容量の内訳を表 4.3 の左欄に示す。

現行データベースの開発経緯に関する資料や現行データベースのシステム環境を調査する。これらの調査することによって次に示す各種情報を把握することができる。

- ・Web アプリケーションの設定、データ
- ・PostgreSQL の設定、データ
- ・データ登録ツールの設定、データ

なお、すでに別途現行データベースと同等の機能を調査済みの場合には、本作業を割 愛することができる。

### (2) 次期データベース環境の調査

OS や MW の更新後の原子力規制委員会技術情報システム(以下、「次期システム」という。)で稼働予定の本作業による改修を実施した後の新知見データベース(以下、「次期データベース」という。)のシステム環境の構成について調査する。次期システムで稼働する新知見データベースのシステム基本構成図は、付録の付図 1 の現行データベースの基本構成図と同等のものとする。ハードウェア構成は前述の表 4.1 の右欄のとおりである。ソフトウェア構成を表 4.2 の右欄に示す。

次期データベースで使用されるディスク容量の内訳を表 4.3 の右欄に示す。

利用端末の条件は、以下のとおりである。

- ・OS は Windows 10
- ・使用ブラウザは Internet Explorer 11 以上とする。

また、対象データ、性能要件、セキュリティ要件は付録に示した現行データベースと 同等であるので必要な調査を行う。

(3) 現行データベース検証環境の構築

現行データベースで使用している OS、MW を前述の表 4.2 の左欄を参照することにより、これらの OS、MW を使用できる現行データベースのシステム検証環境を請負業者のサーバ(以下、「請負業者検証環境」という。)において構築する。

なお、すでに別途現行データベースと同等の機能を確認済みの場合には、本作業を割 愛することができる。

(4) 次期データベース検証環境の構築

次期データベースで使用予定の OS、MW を前述の表 4.2 の右欄を参照することにより、これらの OS、MW を使用できる次期データベースのシステム検証環境を請負業者検証環境において構築する。

(5) 現行データベースの機能確認

請負業者検証環境において構築した現行データベース検証環境において、現行データベース機能の動作を確認する。本作業は、以下の項目に関して実施する。

- a. データベース管理システム (PostgreSQL) データの確認
- b. Web アプリケーションの各機能の画面遷移、機能の確認
- c. Web アプリケーションの各機能のソースコード調査

- d. 文献情報の電子化方法の確認
- e. データ登録ツールの各機能の確認
- f. 現行システムの総合テスト

なお、すでに別途現行システムと同等の機能を確認済みの場合には、本作業を割愛することができる。

#### 4. 2 設計

(1) 次期データベースの機能設計

次期システムで稼働する新知見データベースの各種機能を設計する。各機能は付録で示した機能要件に適合するものとする。

本作業は、以下の項目に関して実施する。

a. データベースの設計

PostgreSQL におけるテーブル設計

- b. Web アプリケーションの機能設計
  - (a) ログイン・ユーザ管理機能、(b) 文献検索に関わる機能、(c) 要約検索に関わる機能
- c. 文献情報の電子化方法の検討
  - (a) 文献を電子化する機能、(b) 電子化ファイルからのテキストの抽出
- d. 既存データの移行方法の検討
  - (a) 文献情報データ PDF、(b) データベースデータ
- e. データ登録ツールの機能の機能設計
  - (a) 文献データの分類をデータベースに登録する機能、(b) 文献データのテキストを データベースに登録する機能、(c) 要約データをデータベースに登録する機能

## 4.3 開発

(1) 現行データベースと同等機能の開発

本作業は、4.2における設計内容に従い、次期データベースが次期システムで動作するよう次の項目に関して機能開発を行う。

- a. Web アプリケーションの開発
  - (a) ログイン・ユーザ管理機能、(b) 文献検索に関わる機能、(c) 要約検索に関わる機能
- b. 文献情報の電子化機能の開発
  - (a) 文献を電子化する機能、(b) 電子化ファイルからのテキストの抽出
- c. データ移行ツールの開発
  - (a) 文献情報データ PDF、(b) データベースデータ
- d. データ登録ツールの開発
  - (a) 文献データの分類をデータベースに登録する機能、(b) 文献データのテキストを データベースに登録する機能、(c) 要約データをデータベースに登録する機能

データの移行においては「PostgreSQL」のバージョンによりデータ形式が異なる 場合を考慮して、既存データを登録する。

#### (2) 単体テスト

本作業は、(1)で開発した次の項目に関して、請負業者検証環境の次期データベースのシステム検証環境において実施し動作機能を確認する。

- a. Web アプリケーションの単体テスト(a) ログイン・ユーザ管理機能、(b) 文献検索に関わる機能、(c) 要約検索に関わる機能
- b. 文献情報の電子化機能の単体テスト
  - (a) 文献の電子化、(b) 電子化ファイルからのテキストの抽出
- c. データ移行ツールの単体テスト
  - (a) 文献情報データ PDF、(b) データベースデータ
- d. データ登録ツールの単体テスト
  - (a) 文献データの分類をデータベースに登録する機能、(b) 文献データのテキストを データベースに登録する機能、(c) 要約データをデータベースに登録する機能

#### 4. 4 成果報告書作成

(1)プロジェクト管理に係る資料作成及び打合せ

本業務を実施するに際して定期的に進捗状況を確認するために、確認作業に必要な資料を作成し打合せを実施する。

## (2)結果のまとめ

上記4.1から4.3の結果をまとめた成果報告書を2部作成するとともに、成果報告書の内容を電子データとして電子媒体に保存して4部を提出する。なお、成果報告書は、令和3年2月26日までにドラフト版を提出し、規制庁担当者による内容確認を経て、令和3年3月26日までに提出のこと。

表 4.1 新知見データベースについてのハードウェア構成 (現行データベース/次期データベース)

種類	現行データベース	次期データベース
CPU	3.09GHz	同左
	(4 プロセッサ)	
メモリ	16GB	同左
ディスク容量	2.5TB	同左

表 4.2 新知見データベースについてのソフトウェア構成 (現行データベース/次期データベース)

種類		現行データベース	次期データベース
オペレーチィングシステム(OS)		Windows Server 2012 R2	Windows Server 2019
ミドルウェア	WEB サーバ	IIS 8.5 (※OS 標準搭載)	IIS 10.0 ( <b>※OS</b> 標準搭載)
(MW)	データベース	PostgreSQL 9.4	PostgreSQL 11.2
	管理システム		
	言語	JavaScript	同左
		CSS	同左
		HTML	同左
		PHP 5.6	PHP 7.3
		C#など〔データ登録ツールで使用〕	同左
データベース(DB)		WEBアプリケーション	WEBアプリケーション
		データ登録ツール〔開発済み〕	データ登録ツール〔新規開発〕
		データ移行ツール〔開発済み〕	データ移行ツール 〔新規開発〕

表 4.3 新知見データベースについてのディスク容量 (現行データベース/次期データベース)

種類	現行データベース	次期データベース
全容量	2.5TB	同左
C	500GB	同左
D	2TB	同左

# 5. 実施工程

本作業の実施工程を以下に示す。受注者は、これを参考に実施工程を検討し、規制庁の承認を受けること。

令和2年 令和3年 10 3 8 11 12 月 月 月 月 月 月 月 月 月 ① 調査、システム環境の構 築 ② 設計 ③ 開発 ④ 成果報告書作成

令和2年度作業工程表

## 備考:

## 技術打合せ等:

作業の進捗状況を踏まえて実施内容を検討するため、定期的な技術打合せ(月に1回程度、令和3年3月は検収日の一週間前)を行う。

# 6. 履行期限

令和3年3月31日

## 7. 実施場所

受注者の作業場所及び規制庁内の SE 室とする。

# 8. 提出書類及び納入品目

	提出書類	提出部数	提出期日
1	実施計画書(注1)	1	契約締結後速やかに提出し、規制庁の承認を受けること。変更時は改訂版を速やかに提出すること。
2	下請負届	1	契約締結後速やかに。該当しない場合は省略できる。
3	情報セキュリティに関する 書面 (注 2)	1	契約締結後速やかに。
4	成果報告書(注3)	4 (電子媒体) 2 (紙媒体)	納入時
5	成果物(成果報告書電子媒体 (Word、Excel)、本作業で作 成・参照した調査資料、設計・ 開発資料、テスト資料、参考 資料等及びこれらの資料の 電子媒体(DVD等))	2	納入時
6	情報セキュリティ対策報告 書	1	納入時
7	完了届	1	納入時

- 注1) 実施計画書の要求事項は10. によるものとする。
- 注2) 情報セキュリティに関する書面の要求事項は13.によるものとする。
- 注3) 成果報告書の電子媒体には、成果報告書資料の PDF データのみを格納 すること。なお、成果報告書の表示等については原子力規制庁が指定 するフォーマットで提出すること。

# 9. 納入場所

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ 地震・津波研究部門 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル 15F

# 10. 実施計画書

実施計画書には最小限、以下の内容を記載すること。

#### (1) 実施内容

実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「作業の流れ」を示すこと。

#### (2) 実施体制

本作業を統括する実施責任者と、業務管理責任者及び技術管理責任者の役職、指名を明示した実施体制図を示すこと。

ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。

- ・実施責任者は本作業の遂行にあたり十分な実務能力及びマネジメント能力を有し、本作業を統括する立場にある者とすること。
- ・実施体制には必ず本件に精通した経験豊富なスタッフを含めること。また、2人以上の 直接の担当者を定め、支障なく業務が遂行できるようにすること。
- ・あらかじめ下請負者が決まっている場合は、下請負者名及びその発注業務内容を含めて 記載すること。ただし、金50万円未満の下請負業務、印刷費、会場借料、翻訳費及び その他これに類するものを除く。

## (3) 品質管理体制

社内の品質管理体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質管理部門と本作業の実施部門とが独立していることを明示すること。また、本作業にかかわる品質管理の具体的な方法(本作業に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等)を示すこと。

#### (4) 担当者の技術能力

業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

#### (5) 工程管理

実施項目ごとに無理のない計画を立て、実施工程表を示すこと。

## 11. 無償貸与品等

・「平成29年度 地震・津波等の新知見データベースの改修」技術資料なお、無償貸与品は、本作業終了後速やかに返却するものとする。

# 12. 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、8. に記載の提出書類及び納入品目が全て提出されていることが確認されたことをもって検収とする。

## 13. 情報セキュリティの確保

受注者(請負者)は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1)受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施 方法及び管理体制について規制庁担当者に書面で提出すること。
- (2)受注者は、規制庁担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。

- (3) また、本業務において受託者が作成する情報については、規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (4) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて規制庁担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (5) 受注者は、規制庁担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
  - また、請負業務において受注者が作成した情報についても、規制庁担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (6) 受注者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf

#### 14. その他

- (1)受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により実施し難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、規制庁担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2)作業実施者は、規制庁担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。
- (3)業務上不明な事項が生じた場合は、規制庁担当者に確認の上、その指示に従うこと。
- (4) 常に、規制庁担当者との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。
- (5) 本調達において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、当庁に 移転する。受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを 実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。
- (6) 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で 速やかに必要な措置を講ずること。

(以上)

## 付録 新知見データベースの概要と構成

## (1) 新知見データベースの概要

現在稼働している原子力規制委員会技術情報システムにおける新知見データベースの システム基本構成図を付図1に示す。

新知見データベースは、Web アプリケーション、データ登録ツール、データベース管理システム及び文献ファイル (PDF ファイル) から構成される。データベース管理システムには文献データと要約データが格納されている。

利用者は、庁内イントラネットである原子力規制委員会技術情報システムを介して、新知見データベース (DB) の Web アプリケーションに接続し、次に示すような検索、閲覧をすることができる。

- (a)Web アプリケーションを利用して、地震、津波を対象とする外部事象及びこれらの 外部事象の発生に伴う原子力施設への影響に関する文献、情報、及びその中で有用な 文献、情報について作成した要約を蓄積したデータベースを検索して内容を参照す る。
- (b)閲覧条件にしたがって検索可能な文献ファイルをクリックすることにより、ファイル内容を閲覧することができる。閲覧条件として、閲覧可、公開予定日から閲覧可、 閲覧不可の3種類を設定している。

付図 2 に新知見データベース Web アプリケーション画面-新知見データ検索-の例を示す。

## (2) 新知見データベースのシステムの構成

原子力規制委員会技術情報システムにおける新知見データベースのシステム配置を付図3に示す。新知見データベースは拡張基盤環境上に設置されている。新知見データベースに用いられているハードウェア構成を付表1に、ソフトウェア構成を付表2に、ディスク容量の内訳を付表3に示す。なお、付表1~付表3で、現在稼働している現行の新知見データベースを「現行データベース」という。

### ① 新知見データベースの機能

新知見データベースおける Web アプリケーションの機能、文献情報の電子化機能、既存データ移行ツール機能及びデータ登録ツール機能に関する機能一覧を付表 4 に示す。

## ② データベースの構成

新知見データベースでは、リレーショナルデータベース管理システム PostgreSQL をが使用されており、データベース用のテーブルは、文献情報、要約情報、閲覧情報、ユーザ情報、年マスタ、ランクマスタ、分野マスタ、小分類マスタから構成される。各テーブルのデータ定義を付表  $5\sim$ 付表 7 に示す。

## (3) Web アプリケーションの機能構成

Web アプリケーションはデータベース利用者が使用し、文献検索や要約検索を可能にするものである。Web アプリケーションは、ログイン・ユーザ管理機能、文献検索に関わる機能、要約検索に関わる機能から構成される。

各機能の図面の定義一覧を付表 8 に示す。

ログイン画面の仕様を付図4に示す。

メニュー画面の仕様を付図5に示す。

要約検索画面の仕様を付図6に示す。

## (4) 文献情報の電子化方法

新規文献をデータベースに登録する場合、文献情報を電子化する必要がある。新知見データベースでは、登録する文献情報(著者名、雑誌名、題名等を含む)が記載された Excel ファイルを本システムヘデータ登録できる形式の CSV ファイルへ変換する機能をもつ設計としている。また、文献から全文検索を行うために、文献の PDF ファイルをテキストファイルへ変換する機能をもつ設計としている。

インターフェイス一覧を付表 9 に、各 CSV ファイル項目定義を付表 10~付表 14 に示す。

#### (5)データ登録ツールの機能

新たに収集した文献、情報及び作成した要約は、現行システムに登録する必要がある。 データ登録ツールは、登録用 CSV と現行システム環境のデータ管理システム (PostgreSQL)を繋ぐ機能としての役割を行う機能である。CSV ファイルを読み込み込み PostgreSQL にデータを登録する。

文献情報、要約情報、マスタ情報(ユーザ、ランク、分野、出版社、雑誌名)を含むデータ項目を付表 15 のように定義する。

登録用 CSV 一覧を付表 16 に示し、データ登録ツールの機能仕様を付表 17 に示す。

## (6) 新知見データベースの利用条件等

利用端末の条件、性能要件、セキュリティ要件は以下のとおりである。

a. 利用端末の条件

OS は Windows 7、 Windows 8、 Windows 10 とし、使用ブラウザは Internet Explorer 8 以上である。

b. 対象データ

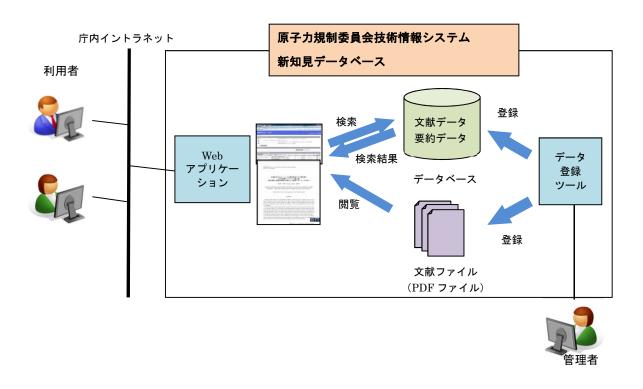
対象データは以下の分類にしたがって処理する。

- ・対象分野の分類:活断層、地震・地震動、津波
- c. 性能要件
- ・文献データは5万件~10万件を処理できること。

- ・要約データは5千件~1万件を処理できること。
- ・文献データ、要約データ共に全文検索が可能であること。
- d. セキュリティ要件に係る対応

本データベースにおいて対応が必要なセキュリティ要件を以下に示す。

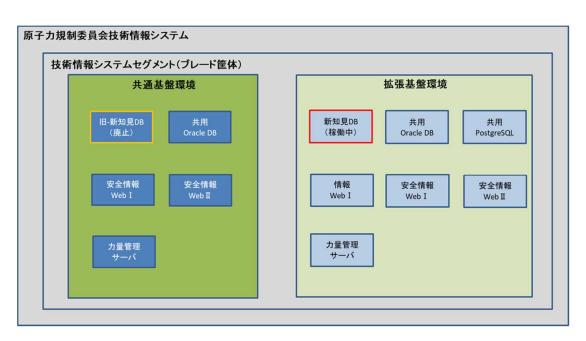
- ・サーバへのアクセスは特定場所にある端末からのアクセスしか認められていないので、メインテナンス時も特定場所にて実施する必要がある。
- ・指定されたユーザが閲覧できるように認証機能、アクセス権限を設定できること。
- ・一般に公開されている文献については本データベースにアクセスできる利用者は誰で も閲覧可とするが、閲覧が制限されている文献については閲覧できる利用者を制限する こと。
- ・本データベースへのアクセスに対して、ログを記録できること。
- ・Web アプリケーションへの不正な操作に対して標準的な対策を実施すること。(SQL インジェクション、クロスサイトスクリプティング、Zombie Load などへの対策)
- ・ウイルス対策については、原子力規制委員会技術情報システムにおいて規定している ことを遵守すること。



付図1 原子力規制委員会技術情報システム新知見データベースのシステム基本構成図



付図 2 新知見データベース Web アプリケーション画面-新知見データ検索-の例



付図3 新知見データベースのシステム配置

付表1 新知見データベースに用いられているハードウェア構成

種類	現行データベース	
CPU	3.05GHz	
	(4プロセッサ)	
メモリ	16GB	
ディスク容量	2.5TB	

付表 2 新知見データベースに用いられているソフトウェア構成

	種類	現行データベース環境
オペレーティン	ングシステム (OS)	Windows Server 2012 R2
ミドルウェア	WEB サーバ	IIS 8.5 (※OS 標準搭載)
(MW)	データベース	Destruction of
	管理システム	PostgreSQL 9.4
	言語	JavaScript
		CSS
		HTML
		PHP 5.6
		C# など〔データ登録ツールで使用〕
		WEB アプリケーション
新知見データベース		データ登録ツール
		データ移行ツール

付表3 新知見データベースに用いられているディスク容量の内訳

種類	現行データベース環境
全容量	2.5TB
C	500GB
D	2TB

付表 4 新知見データベースの機能一覧

項番	機能名		概要
1	WE	Bアプリケーション機能	文献データおよび要約データを検索、閲覧できる WEB システム
			指定されたユーザが閲覧できるように、ID/パスワード方式によるログイ
			ンする機能
2		ログイン・ユーザ管理機能	文献検索画面、要約画面へ遷移する機能
2		ロクイン・ユーリ目生成能	利用者を登録する機能
			利用者のパスワードを変更する機能
			認証機能、メニュー機能、管理機能
			文献データを検索する機能
3		文献検索機能	文献 PDF を参照する機能
3		<b>人</b> 間(快水)及此	文献の詳細情報を確認する機能
			文献を閲覧制限する機能
			要約データを検索する機能
4		要約檢索機能	文献 PDF を参照する機能
4		女师71火术1戏化	要約の詳細情報を確認する機能
			文献を閲覧制限に合わせて要約を閲覧制限する機能
5	文献	情報電子化機能	文献情報をデータとして登録できるデータへ変換する機能
6		登録用 CSV ファイル生成機能	文献情報の一覧 Excel から CSV ファイルを生成する機能
7		全文テキスト抽出機能	文献 PDF からテキスト情報を抽出する機能
8	デー	タ移行ツール機能	PostgreSQL データから登録用 CSV を生成する機能
9		現行統合基盤データ抽出機能	PostgreSQL データを抽出して登録用 CSV に変換する機能
11	デー	タ登録ツール機能	文献データおよび要約データを登録するためのツール
12		文献情報登録機能	文献情報を登録するための機能
13		要約情報登録機能	要約情報を登録するための機能
14		分類情報登録機能	分類情報を登録するための機能

付票5 データ定義表(その1)

項番	テーブル名	データ項目名	型	サイズ
1	文献情報	文献 ID	serial	
2	(t_literature)	著者名	varchar	255
3		題名	varchar	255
4		発行年	varchar	4
5		雑誌 ID	varchar	5
6		巻	varchar	16
7		号	varchar	16
8		ページ	varchar	16
9		ファイル名	varchar	64
10		全文テキスト	text	
11		文献コメント	text	
12		登録者	varchar	16
13		登録日付	timestamp	
14		更新者	varchar	16
15		更新日付	timestamp	
16		削除フラグ	varchar	1
17	要約情報	要約 ID	serial	
18	(t_abstract)	管理番号	varchar	8
19		要約	text	
20		キーワード	varchar	255
21		報告年度	varchar	4
22		分野 ID	varchar	5
23		新知見の可能性判断 (ランク ID)	varchar	2
24		新知見の可能性判断コメント	varchar	255
25		新知見の要否判断 (ランク ID)	varchar	2
26		新知見の要否判断コメント	varchar	255
27		備考	varchar	8
28		新知見情報	text	
29		要約コメント	text	
30		登録者	varchar	16
31		登録日付	timestamp	
32		更新者	varchar	16
33		更新日付	timestamp	
34		削除フラグ	varchar	1

付表 6 データ定義表 (その 2)

項番	テーブル名	データ項目名	型	サイズ
35	閲覧情報	文献閲覧 ID	serial	
36	(t_reading_period)	閲覧期間 FROM	date	
37		閲覧期間 TO	date	
38		登録者	varchar	16
39		登録日付	timestamp	
40		更新者	varchar	16
41		更新日付	timestamp	
42		削除フラグ	varchar	1
43	ユーザ情報	ユーザ ID	serial	
44	(t_user)	login ID	varchar	64
45		パスワード	varchar	64
46		ユーザ名	varchar	64
47		メールアドレス	varchar	64
48		パスワード有効期限	varchar	64
49		権限 ID	varchar	2
50		所属 ID	varchar	5
51		会社 ID	varchar	5
52		登録者	varchar	16
53		登録日付	timestamp	
54		更新者	varchar	16
55		更新日付	timestamp	
56		削除フラグ	varchar	1

付表 7 データ定義表 (その 3)

項番	テーブル名	データ項目名	型	サイズ
57	年マスタ	西曆	varchar	4
58	(m_year)	和曆	varchar	16
59	ランクマスタ	ランク ID	varchar	2
60	(m_rank)	ランク名称	varchar	64
61	分野マスタ	分野 ID	varchar	5
62	(m_category)	分野名称	varchar	64
63	小分類1マスタ	小分類 1 ID	varchar	5
64	(m_sub_category1)	小分類1名称	varchar	64
65	小分類2マスタ	小分類 2 ID	varchar	5
66	(m_sub_category2)	小分類 2 名称	varchar	64
67	雑誌マスタ	雑誌 ID	varchar	5
68	(m_journal)	雑誌名	varchar	255
69		発行出版社(日本語)(英語)	varchar	255
70	所属マスタ	所属 ID	varchar	5
71	(m_department)	所属名称	varchar	64
72	会社マスタ	会社 ID	varchar	5
73	(m_company)	会社名称	varchar	64
74	権限マスタ	権限 ID	varchar	2
75	(m_authority)	権限名称	varchar	64

付表 8 図面一覧

項番		画面名		概要
1	WEB アプリケーション機能			文献データおよび要約データを検索、閲覧でき
1				る WEB システム
2		ログイン・ユーザ管理機	ログイン画面	ログイン画面
3		能	メニュー画面	文献検索画面、要約画面へ遷移できる画面
4			ユーザー覧画面	利用者一覧を表示する画面
5			ユーザ情報登録画面	利用者情報を新規登録する画面
6			ユーザ情報編集画面	利用者情報を更新する画面
7			パスワード変更画面	パスワードを変更できる画面
8		文献検索に関わる機能	文献検索画面	文献データを検索できる画面
9			文献詳細画面	文献データの詳細情報を確認できる画面
10		要約検索に関わる機能	要約検索画面	要約データを検索できる画面
11			要約詳細画面	要約データの詳細情報を確認できる画面

STREETINE .	・耐津波新知見データベース
! ;	当コンテンツをご利用いただくには、メールアドレスとパスワードが必要な はります。下記フォームよりログインしてください。
ĵ	メールアドレス
ر [	パスワード

付図4 ログイン画面



付図5 メニュー画面



付図6 要約検索画面

付表 9 インターフェイス一覧

項番	ファイル種類	備考
1	文献検索結果 CSV	文献検索結果を CSV 出力
2	要約検索結果 CSV	要約検索結果を CSV 出力
3	文献登録用 CSV	データ登録用 CSV
4	要約登録用 CSV	データ登録用 CSV
5	出版社雑誌名登録用 CSV	データ登録用 CSV

付表 10 文献検索結果 CSV

項番	データ項目名	サイズ
1	No	11
2	著者名	255
3	発行年	4
4	題名	255
5	雑誌名	255
6	巻 (号)	36
7	ページ	16
8	発行出版社	255

付表 11 要約検索結果 CSV

項番	データ項目名	サイズ
1	No	11
2	著者名	255
3	報告年度	16
4	分野	64
5	著者名	255
6	題名	255
7	雑誌名 (出版社)	255
8	キーワード	255
9	新知見可能性判断	64

付表 12 文献登録用 CSV

項番	データ項目名	サイズ
1	著者名	255
2	発行年	4
3	題名	255
4	雑誌名	255
5	巻	16
6	号	16
7	ページ	16
8	発行出版社	255
9	ファイル名	64
10	文献コメント	制限なし
11	閲覧期間 FROM	制限なし
12	閲覧期間 TO	制限なし

付表 13 要約登録用 CSV

項番	データ項目名	サイズ
1	管理番号	8
2	報告年度	4
3	分野	5
4	要約	制限なし
5	キーワード	255
6	ファイル名	64
7	新知見可能性判断	2
8	新知見可能性判断コメント	255
9	新知見の要否判断	2
10	新知見の要否判断コメント	255
11	備考	255
12	新知見情報	制限なし
13	要約コメント	制限なし

付表 14 出版者雑誌名登録用 CSV

項番	データ項目名	サイズ
1	雑誌名	255
2	発行出版社	255

付表 15 PostgreSQL テーブル定義

	エンティティ名	データ項目名	データ項目名		PostgreSQ	L			
		文献ID		E P		NULL NO	KEY PRI	default	117920
		文献(D) 文献番号	literature_id literature_no	serial varchar	16	YES	PRI	auto_increment	117920
									渡辺英義、宇賀田健、大河内韓雄、梅木芳人
		<b>著者名</b>	author	varchar	255	YES			
		題名	title	varchar	255	YES			原子力施設RC床スラブの面内せん断性状に関
									験研究
		発行年	publish_year	varchar	4	YES			2016
		雑誌ID	journal_id	varchar	5	YES			
		<u>*</u>	volume	varchar	16	YES			81
<b>文献情報</b>	t_literature	号	issue	varchar	16	YES			729
		ページ	page	varchar	16	YES			1-10
		ファイル名	pdf_name	varchar	64	YES			J20161301030
		全文テキスト	text	text		YES	MUL		※文献の全文
		文献コメント	comment	text		YES			
		受録者	regist_name	varchar	16	YES			0Y0
		登錄日付	regist_ymd	timestamp		N0		current_timestamp	2017/03/22 20:49:26
		更新者	update_name	varchar	16	YES			070
		更新日付	update_time	timestamp		NO		current_timestamp	2017/03/22 20:49:26
		削隊フラグ	delete_flag	varchar	1	NO		0	0
		要約ID	abstract_id	serial		NO	PRI	auto_increment	8624
		管理番号	reference_no	varchar	8	YES			13-010
		要約	abstract	text		YES	MUL		※要約
		キーワード	keyword	varchar	255	YES			
		報告年度	report_year	varchar	4	YES			2016
									10
		分野田	category_id	varchar	5	YES			13
		小分類1ID	sub_category1_id	varchar	5	YES			!
		小分類2ID	sub_category2_id	varchar	5	YES			1
		新知見の可能性判断(ランクID)	new_aspect_possibility	varchar	2	YES			2
約措輯	t_abstract	新知見の可能性判断コメント	new_aspect_possibility_comment	varchar	255	YES			
		新知見の要否判断	new_aspect_necessity	varchar	2	YES			
		新知見の要否判断コメント	new_aspect_possibility_comment	varchar	255	YES			
		備考	remarks	varchar	255	YES			
		新知見情報	new_aspect	text		YES			
		要約コメント	comment	text		YES			
		受熱者	regist_name	varchar	16	YES			OYO
		登錄日付	regist_ymd	timestamp		NO		current_timestamp	2017/03/22 20:49:26
		更新者	update_name	varchar	16	YES			OYO
		更新日付	update_time	timestamp		NO		current_timestamp	2017/03/22 20:49:26
		削除フラグ	delete_flag	varchar	1	NO		0	0
									8392
		開覧期間ID	browse_id	serial		NO	PRI	auto_increment	
		関質期間FROM	h 4	date		YES			2017/07/01
			browse_term_from	date		YES	-		2099/03/31
<b>製期間情報</b>		関質期間TO	browse_term_to						
日刊: HHTGT1合本市	t_reading_period	受殊者	regist_name	varchar	16	YES			0Y0
		登録日付	regist_ymd	timestamp		NO		current_timestamp	2017/03/22 20:49:26
		更新者	update_name	varchar	16	YES			0Y0
		更新日付	update_time	timestamp		NO		current_timestamp	2017/03/22 20:49:26
		削除フラグ	delete_flag	varchar	1	NO		0	0
		ユーザID	user_id	serial		NO	PRI	auto_increment	4
		login ID	login_id	varchar	64	YES			admin@nsr.go.jp 171232118b6d9398c501911eb135f0b8
		パスワード	password	varchar	64	YES			f7f232f18b6d9398c501911ebf35f0b8
		ユーザ名	user_name	varchar	64	YES			管理者
		メールアドレス	mail_address	varchar	64	YES			admin@nsr.go.jp
		バスワード有効期限	password to	varchar	64	YES			2099-12-31
		権限ID	authority_id	varchar	2	YES			1
2一ザ情報	t_user	所展ID	department_id	varchar	5	YES			1
	L	会社ID	company_id	varchar	5	YES			1
					16	YES			oyo
						NO		current_timestamp	2017/03/22 20:49:26
		登録者 登録目付	regist_name regist_vmd	varchar timestamp					OYO
		登錄日付	regist_ymd	timestamp	16				
		登錄日付 更新者	regist_ymd update_name	timestamp varchar	16	YES			
		登錄日付 更新者 更新日付	regist_ymd update_name update_time	timestamp varchar timestamp		YES NO	0	current_timestamp	2017/08/22 20:49:26
		登録日付 更新者 更新日付 削除フラグ	regist_ymd update_name update_time delete_flag	timestamp varchar timestamp varchar	1	YES NO NO	ppr		2017/08/22 20:49:26 0
₹ <b>₹</b> ₹₹	m_year	登録日付 更新者 更新日付 削除フラグ 西暦	regist_ymd update_name update_time delete_flag year_id	timestamp varchar timestamp varchar varchar	1 4	YES NO NO NO	PRI	current_timestamp	2017/08/22 2049:26 0 2016
<b>=</b> ₹ <b>7.3</b>	m_rear	登録日付 更新者 更新日付 初期シフラグ <b>西暦</b> 和暦	regist_ymd update_name update_time delete_flag year_id year_value	timestamp varchar timestamp varchar varchar varchar	1 4 16	YES NO NO NO YES		current_timestamp	2017/08/22 20:49:26 0
	m_year m_rank	登録日付 更新者 更新日付 削齢クラグ 西暦 和暦	regist_ymd update_name update_time delete_flag year_id year_value rank_id	timestamp varchar timestamp varchar varchar varchar varchar	1 4 16 2	YES NO NO NO NO YES	PRI	current_timestamp	2017/03/22 2049:26 0 2016 平於28年 2
		登録日付 更新者 更新日付 削除フラグ 西暦 和暦 ランクロ ランク名称	regist_ymd update_name update_time delete_flag year_id year_value rank_id rank_name	timestamp varchar timestamp varchar varchar varchar varchar varchar varchar	1 4 16 2 8	YES NO NO NO YES NO YES	PRI	current_timestamp	2017/08/22 20.49:26 0 2016 平成28年 2
シクマスタ	m_rank	登録日付 更新者 更新日付 削除シラグ 西暦 和暦 ラング田 ランク日 分才田	regist_ymd update_time delete_flag year_id year_value rank_jd rank_name category_id	timestamp varchar timestamp varchar varchar varchar varchar varchar varchar varchar	1 4 16 2 8 5	YES NO NO NO YES NO YES NO		current_timestamp	2017/03/22 20-149:26 0 0 2016 平成28年 2 〇
シクマスタ		登録日付 更新音 更新音符   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一	regist, ymd update_name update_nime delete_flag year_id year_yalue rank_name category_id category_id category_name	timestamp varchar timestamp varchar varchar varchar varchar varchar varchar varchar varchar	1 4 16 2 8 5 64	YES NO NO NO YES NO YES NO YES NO YES	PRI	current_timestamp	2017/08/22 20.49:26 0 2016 平成28年 2
シノクマスタ <b>)野</b> マスタ	m_rank m_category	登拾日付 三新者 三新日付 削野ンラグ 西暦 ランクの ランクを称 分野和 分野和 分野和 の別野の の別	regist_ymd update_name update_time delete_flag year_value year_value rank_id rank_name category_id category_name sub_category_id	timestamp varchar timestamp varchar	1 4 16 2 8 5 64 5	YES NO NO NO YES NO YES NO YES NO YES	PRI	current_timestamp	2017/08/22 20.49:26 0 2016 平成22年 2 〇 13 建物·精磁物 1
シクマスタ )野マスタ	m_rank	登録日付 更新音 更新音符   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一	regist_ymd update_name update_time delete_flag year_value year_value rank_id rank_name category_id category_name sub_category_id	timestamp varchar timestamp varchar varchar varchar varchar varchar varchar varchar varchar	1 4 16 2 8 5 64	YES NO NO NO YES NO YES NO YES NO YES	PRI	current_timestamp	2017/03/22 20-149:26 0 0 2016 平成28年 2 〇
シクマスタ 9野マスタ ・分類1マスタ	m_rank m_category m_sub_category1	登拾日付 三新者 三新日付 削野ンラグ 西暦 ランクの ランクを称 分野和 分野和 分野和 の別野の の別	regist, ymd update_name update_nime delete_flag year_id year_yalue rank_name category_id category_id category_name	timestamp varchar timestamp varchar	1 4 16 2 8 5 64 5	YES NO NO NO YES NO YES NO YES NO YES	PRI	current_timestamp	9817/07/22 2849.26 1 2016 平成20年 2 ( ) (
シクマスタ 9野マスタ ・分類1マスタ	m_rank m_category	整独日件 更新任 更新日件 所称之为分 直居 和居 为了之心 为之之切 为之之初 为为之名称 分替和口 外分替和口 小分数和口	regist_ymd update_name update_time delete_flag year_id year_id year_id year_id year_id year_id year_id year_id year_id category_i,mame anb_category_i,mame anb_category_i,mame anb_category_i,mame	timestamp varchar timestamp varchar	1 4 16 2 8 5 64 5	YES NO NO NO YES	PRI PRI PRI	current_timestamp	2017/08/22 20.49:26 0 2016 平成22年 2 〇 13 建物·精磁物 1
シクマスタ 9野マスタ ・分類1マスタ	m_rank m_category m_sub_category1	整独日件 更相合 更相合件 问题与另外 题图 利用 ランプロ ランクを称 分析的 分子を称 小分類12年 小分類12年 小分類22日 小分類22日	regist_ymd update_name update_time delete_flag year_jid year_jid year_jid year_jid year_jid year_jid year_jid eatepeyr_jid catepeyr_jid catepeyr_jid abb_catepeyr_ji_amme abb_catepeyr_ji_amme abb_catepeyr_ji_amme abb_catepeyr_ji_amme	timestamp varchar timestamp varchar	1 4 16 2 8 5 64 5 64 5 64	YES NO NO YES	PRI PRI PRI PRI	current_timestamp	9817/07/22 2849.26 1 2016 平成20年 2 ( ) (
ドンケマスタ 分野マスタ ・分類1マスタ ・分類2マスタ	m_rank m_category m_sub_category1 m_sub_category2	登録日件 更新日 更新日 財際フラグ 通暦 特曜 ランクの フンクを称 分野社の 小分類性の 小分類性の 小分類性の 小分類性の 小分類性の 小分類性の 小分類性の 十分類性の 十分類性の 十分類性の 十分類性の 十分類性を称 十分類性の 十分類性を称 十分類性を称 十分類性を称 十分類性を称 十分類性を称 十分類性を称 十分類性を称 十分類性を称 十分類性を称 十分類性を 十分類性 十分類性 十分類性 十分類性 十分類性 十分類性 十分類性 十分類性 十分類性 十分類性 十分類性 十分類性 十分 十分 十分 十分 十分 十分 十分 十分 十分 十	regist_ymd update_name update_time delete_flag year_id year_id year_id year_id year_id year_id year_id year_id year_id oxetepry_id coxepery_id oxb_catepory_i name oxb_catepory_i name oxb_catepory_i, ja nb_catepory_i, ja nb_catep	timestamp varchar timestamp varchar	1 4 16 2 8 5 64 5 64 5 64 5	YES NO NO YES NO	PRI PRI PRI	current_timestamp	2017/07/22 2049/26  1  2016  FM 2026  FM 2026  GM 3  2016  FM 3  2016  Mathematical  1 1  1 1  1 1  1 1  1 1  1 1  1 1  1
ドンケマスタ 分野マスタ ・分類1マスタ ・分類2マスタ	m_rank m_category m_sub_category1	登典日年 医新日子 財際20分 画館 神曜 ラングの 分野の 小分類では 小分類であり 小分類であり 小分類であり 小分類であり 小分類であり 小分類であり 小分類であり 小分類であり 小分類であり 小分類であり 小分類であり 小分類であり 小分類であり 小分類であり 小分類であり 小分類であり 一句であり 一句であり 一句であり 一句であり 一句であり 一句であり 一分類であり 一句であり 一句であり 一句であり 一句であり 一句であり 一句であり 一分数であり 一句であり 一句であり 一句であり 一句であり 一句であり 一句であり 一句であり 一句であり 一句であり 一句であり 一分数であり 一句であり 一句であり 一句であり 一句であり 一句であり 一句であり 一句であり 一分で 一分で 一分で 一分で 一分で 一分で 一分で 一分で	regist_ymd update_name update_time delete_flag year_id	timestamp varchar timestamp varchar	1 4 16 2 8 5 64 5 64 5 64 5	YES NO NO NO NO YES	PRI PRI PRI PRI	current_timestamp	9817/82/2 284926  1 9  2016  - 中央元2年  2  ○ 113  - 建物情報物  1 (戦勢)  2 機動配置  12845  12845  12845
ドンケマスタ 分野マスタ ・分類1マスタ ・分類2マスタ	m_rank m_category m_sub_category1 m_sub_category2	登録日件 更新日 更新日 一部をラグラ 通暦 作館 ランクの ランの	regist_ymd update_name update_time delete_flag year_id year_id year_id year_id year_id year_id year_id year_id outepory_id outepory_id out_outepory_in output outp	timestamp varchar timestamp varchar	1 4 16 2 8 5 64 5 64 5 64 5 64 5	YES NO NO NO NO YES YES YES	PRI PRI PRI PRI	current_timestamp	2017/07/22 2049/26  1  2016  FM 2026  FM 2026  GM 3  2016  FM 3  2016  Mathematical  1 1  1 1  1 1  1 1  1 1  1 1  1 1  1
シクマスタ 計野マスタ 分類1マスタ ・分類2マスタ	m_rank m_category m_sub_category1 m_sub_category2	登典日年 更新日 年 制施29岁 画館 有曜 ラングの 分野の 分野な存 小分類であた。 小分類であた。 小分類であた。 小分類であた。 小分類であた。 小分類であた。 一句であた。 一句で。 一句で。 一句で。 一句で。 一句で 一句で 一句で 一句で 一句で 一句で 一句で 一句で	regist_ymd update_name update_time delete_flag year_id outepery_id catepery_id outepery_id name oub_catepery_id name oub_catepery_id year_id y	timestamp varchar timestamp varchar	1 4 16 2 8 5 64 5 64 5 64 5 64 5 64 5 5 64 5 5 64 5 5 64 5 64 5 64 5 64 5 64 5 64 5 64 64 64 64 64 64 64 64 64 64 64 64 64	YES NO NO NO YES NO	PRI PRI PRI PRI	current_timestamp	981782/22 284926  1 9  2016
シクマスタ 計野マスタ 分類1マスタ ・分類2マスタ	m_rank m_category m_sub_category1 m_sub_category2 m_journal	登納日行 更新日 更新日 師をラグラ 適度 情報 ランクの ランの	regist_ymd update_name update_time delets_flag year_id category_id category_id oub_category_i name sub_category_i name yb_category_i name yb_category_i name yb_category_i name journal_id journal_yabe publisher department_id department_id department_id	timestamp varchar timestamp varchar	1 4 16 2 8 5 64 5 64 5 64 5 64 5 64 5 64 5 64 5	YES NO NO NO YES	PRI PRI PRI PRI PRI PRI	current_timestamp	7817/87/22 2048/26 0 0 2016 2016 2016 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
シクマスタ 参野マスタ 分類1マスタ 分類2マスタ 組載マスタ	m_rank m_category m_eub_category1 m_sub_category2 m_journal m_department	登典日件 医新日子 財際279 助路279 西暦 村曜 ラングの 分野40 分野40 小分類40 小分類40 小分類20 小分類20 小分類20 一分類20 配数20 新虹の 開発30 新虹の 新虹の 新虹の 新町の 所載3 新町の の 新町の の 新町の の 新町の の の 新町の の の 新町の の の 新町の の の 新町の の の の 新町の の の の の の の の の の の の の の	regist_ymd update_name update_time delete_flag year_id outepery_id catepery_id outepery_id name oub_catepery_id name oub_catepery_id year_id y	timestamp varchar timestamp varchar	1 4 16 2 8 5 64 5 64 5 64 5 255 255 5 64 5	YES NO NO NO YES NO	PRI PRI PRI PRI	current_timestamp	7817/82/2 204826  1 1 2016  - 101  - 102  - 103
シクマスタ 参野マスタ 分類1マスタ 分類2マスタ 組載マスタ	m_rank m_category m_sub_category1 m_sub_category2 m_journal	登納日行 更新日 更新日 師をラグラ 適度 情報 ランクの ランの	regist_ymd update_name update_time delets_flag year_id category_id category_id oub_category_i name sub_category_i name yb_category_i name yb_category_i name yb_category_i name journal_id journal_yabe publisher department_id department_id department_id	timestamp varchar timestamp varchar	1 4 16 2 8 5 64 5 64 5 64 5 64 5 64 5 64 5 64 5	YES NO NO NO YES	PRI PRI PRI PRI PRI PRI	current_timestamp	7817/82/2 204826  1 1 2016  2016  - 中央20年  2  C   13  連続・構築的  11  12  2  2  2  2  3  3  3  3  3  3  3  3  3
ルクマスタ 対容マスタ (分類1マスタ (分数1マスタ 就なアスタ 就なアスタ (社でスタ	m_rank m_rategory m_rub_category1 m_rub_category2 m_journal m_department m_company	登納日呼 更新日 更新日 前期 前期 ラングの ラングの ランクを 分野田 分野田 分野田 分野田 小分離1名中 小分離1名中 小分離2名中 福祉 種類 原門出版1日本第)(英語) 開版 用版 用版 日本第)(英語) 用版 用版 日本第)(英語) 解述 を対比 日本第)(英語) 解述 を対比 日本第)(英語) を対比 を対比 を対比 を対比 を対比 を対比 を対比 の	regist_ymd update_name update_time delete_flag year_id year_id year_id year_id year_id year_id year_id year_id year_id outegory_id cutegory_id outegory_id out_cutegory_iname sub_category_iname sub_category_iname sub_category_iname jout_category_iname jout_category_iname journal_id journal_id journal_id journal_id journal_id journal_id journal_id mompany_id oompany_id oompany_id oompany_iname	timestamp varchar timestamp varchar va	1 4 16 2 8 5 64 5 64 5 64 5 255 255 5 64 5	YES NO NO NO NO NO YES	PRI PRI PRI PRI PRI PRI	current_timestamp	981782/22 284926 1 1 2016 2016 - 中央2026 - 中央2026 - 中央2026 - 日本建設時 機能的 1 2016 - 日本建設学会議立集(構造布) 日本建設学会議立集(構造布) 日本建設学会
ルクマスタ 野マスタ 外類マスタ 外数マスタ 世報マスタ はマスタ はマスタ はマスタ	m_rank m_category m_eub_category1 m_sub_category2 m_journal m_department	登典日年 医新日子 財際29分 画館 相順 ラングの 分野も 分野も 小分類も 小分類は 小分類は 小分類は 小分類は 一分類な 一分 一句 一句 一句 一句 一句 一句 一句 一句 一句 一句	regist_ymd update_name update_time delete_flag year_jid year_yale rank_id rank	timestamp varchar timestamp varchar	1 4 16 2 8 5 64 5 64 5 64 5 64 5 64 5 64 5 64 5	YES NO NO NO YES YES NO YES YES NO YES NO YES NO YES NO YES NO	PRI PRI PRI PRI PRI PRI PRI	current_timestamp	981782/22 284926 1 1 2016 2016 - 中央2026 - 中央2026 - 中央2026 - 日本建設時 機能的 1 2016 - 日本建設学会議立集(構造布) 日本建設学会議立集(構造布) 日本建設学会
ルクマスタ 野マスタ 外類マスタ の機2マスタ 社でスタ 社でスタ 社でスタ 社でスタ はアスタ はアスタ はアスタ 様2マスタ	m_rank m_tategory m_ubl_category1 m_ubl_category2 m_journal m_department m_company m_authority	登納日呼 更新日 更新日 前期 前期 ラングの ラングの ランクを 分野田 分野田 分野田 分野田 小分離1名中 小分離1名中 小分離2名中 福祉 種類 原門出版1日本第)(英語) 開版 用版 用版 日本第)(英語) 用版 用版 日本第)(英語) 解述 を対比 日本第)(英語) 解述 を対比 日本第)(英語) を対比 を対比 を対比 を対比 を対比 を対比 を対比 の	regist_ymd update_name update_time delete_flag year_id year_id year_id year_id year_id year_id year_id year_id year_id outegory_id cutegory_id outegory_id out_cutegory_iname sub_category_iname sub_category_iname sub_category_iname jout_category_iname jout_category_iname journal_id journal_id journal_id journal_id journal_id journal_id journal_id mompany_id oompany_id oompany_id oompany_iname	timestamp varchar timestamp varchar	1 4 16 2 8 5 64 5 64 5 255 255 255 64 5	YES NO NO NO NO YES	PRI PRI PRI PRI PRI PRI PRI	current_timestamp	98176792 284926 18 2018 2018 2018 2029 2 2 2 2 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
ルクマスタ 特別なスタ 特別なスタ (分類なマスタ 駐でスタ 経でスタ 経でスタ (記すて29 (記すて29 (記すて29 (記すて29 (記すて29)	m_rank m_rategory m_rub_category1 m_rub_category2 m_journal m_department m_company	登典日件  王新日子  王新日子  王新日子  西暦  日本  田田 7  一  西暦  日本  田田 7  フンクン  力・グランクを  分野社府  小分類は中  小分類は中  小分類は中  小分類な中  小分類な中  小分類な中  の一  元の一  一  一  一  一  「一  一  一  「一  一  一  「一  一	regist_ymd update_name update_time delete_flag year_id year_id year_id year_id year_id year_id year_id year_id ank_name category_id category_id ank_name sub_category_id name sub_category_id pub_category_id pub_category_id pub_category_id gornal_yale publisher department_name oompany_id oompany_id authority_id authority_id authority_id authority_id authority_id literature_id	timestamp varchar timestamp varchar	1 4 16 2 8 5 64 5 64 5 255 255 255 64 5	YES NO NO NO NO YES YES NO	PRI PRI PRI PRI PRI PRI PRI PRI	current_timestamp	1917/82/2 284926  1 1 2016  2016  ○ 11  12  22  (○ 13  22  24  (○ 13  22  24  (○ 13  24  (○ 14  (○ 14  (○ 15  (
#マスタ 5.クマスタ が野マスタ 1分類1マスタ 4計マスタ 軽はマスタ 軽はマスタ 8解マスタ 8解マスタ 8解マスタ 8解マスタ 8解マスタ 8解マスタ 8解マスタ 8解マスタ 8解マスタ	m_rank m_tategory m_ubl_category1 m_ubl_category2 m_journal m_department m_company m_authority	登納日呼 更新日 中 前後20分	regist_ymd update_name update_time delete_flag year_id onk_id nak_id nak_id nak_id nak_id nak_id nak_id year_id outegory_i,ame out_outegory_i,ame out_outegory_i,ame out_outegory_i,ame jout_outegory_i,ame jout_outegory_i,ame jout_outegory_i,ame journal_id journal_id journal_id journal_id oompany_id oompany_id oompany_id authority_id authority_id authority_id authority_id authority_id authority_id authority_id authority_id authority_id authority_ida	timestamp varchar timestamp varchar	1 4 16 2 8 5 64 5 64 5 255 255 255 64 5	YES NO NO NO NO YES	PRI PRI PRI PRI PRI PRI PRI PRI	current_timestamp	2017/02/22 204820 10 2016 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 13 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2

付表 16 登録用 CSV 一覧

項番	ファイル種類	備考
1	文献登録用 CSV	文献情報を登録するためのデータ登録用 CSV
2	要約登録用 CSV	要約情報を登録するためのデータ登録用 CSV
9	出版社雑誌名登録用 CSV	分類情報(出版社・雑誌名)を登録するためのデータ登
3	山水仁推設有金數用 CSV	録用 CSV

付表 17 データ登録ツールの機能仕様

項番	機能名		概要
1	データ登録ツール機能		文献データおよび要約データを登録するためのツール
2		文献情報登録機能	文献情報を登録するための機能
3		要約情報登録機能	要約情報を登録するための機能
4		分類情報登録機能	分類情報を登録するための機能

## 入札適合条件

「令和 2 年度地震・津波等の新知見データベースの改修」を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

(1) 令和01・02・03年度(平成31・32・33年度)環境省競争参加資格(全省 庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者 であること。

(競争参加資格通知書の写しを提出)

- (2) 担当者が、原子力規制委員会原子力規制庁(以下「規制庁」という。)の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。
- (3) 実施責任者が所属する組織・部門が、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会又は 海外の認定機関により認定された審査登録機関により情報セキュリティマネジメント システム (ISMS) の認証を受けていること。もし、認証を受けていない場合には、原 子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が 確保されていること。

(ISMS の認証の写し、又は社内標準等の写しを提出)

- (4) 本作業の遂行に際して、以下に該当しないことを明記すること。なお、受注者が業務の一部を外注する場合にも外注先(下請負先)に対して同様の考え方の適用を求めるものとする。
  - (a) 原子炉等規制法の規制対象となる者(原子炉設置者、原子力に係る加工、貯蔵、再 処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定める核燃料物質使用者)(ただし、原子力規 制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合は 除く)
  - (b) 原子炉等規制法の許認可対象となる設備の開発、設計及び製造に関わる事業者
  - (c) (a) 及び(b) 者の子会社 (親会社の出資比率が 50%を超える被支配会社) 又は団体 (運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が(a) 及び(b) の者である団体)
  - (d) 同時期に同一内容の業務を(a)から(c)の者から受注した者(ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合において、当該業務を行う部門と別の部門が同一内容の業務を(a)から(c)の者から受注する場合は除く)
- (5) 地震、津波に関する文献、情報をデータベース化して整理する業務を行う技術力を示すとともに、対象とする文献、情報データの整理に精通した情報システム技術者の参画を示すこと。なお、技術力を実績で示す場合には、添付資料に対象とする文献、情

報データベースの整理に関わる作業実績 1 件について、下記の事項を記すこと。ここに、作業実績については文献、情報データベースへ蓄積したデータ件数が 1 万件以上に該当するものであり、かつ適切なキーワードで全文検索できる機能を有するものであること。また、文献、情報データベースの整理に精通した情報システム技術者が参画することを、下記(8)で述べる実施体制に明記すること。

- ① 作業名称(固有名称を除く)
- ② 発注者の区分(国/地方公共団体/民間会社)
- ③ 実施年度
- ④ 作業概要及びデータベースに蓄積したデータ件数(公開できる範囲に限る)
- (6) 文献、情報データベースの情報処理システムの改修に関わる業務を行う技術力を示すとともに、対象とするシステムの改修作業に精通した情報システム技術者の参画を示すこと。なお、技術力を実績で示す場合には、添付資料に、文献、情報データベースの情報処理システムの改修に関わる作業実績1件について、下記の事項を記すこと。情報処理システムは、オペレーティングシステム(OS)、WEB サーバ、データベース管理システム、言語の構成として、OS は Windows Server 2012 R2 以降のバージョン、WEBサーバは IIS8.5 以降のバージョン、データベース管理システムは PostgreSQL9.4 以降のバージョンとし、言語については PHP5.6 以降のバージョンを使用した改修作業とする。さらに、上記の精通した情報システム技術者が参画することを、下記(8)で述べる実施体制に明記すること。
  - ① 作業名称(固有名称を除く)
  - ② 発注者の区分(国/地方公共団体/民間会社)
  - ③ 実施年度
  - ④ 作業概要及び作業規模(公開できる範囲に限る)
- (7) 作業内容に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。
  - (a) 納期内の作業配分に無理のない作業スケジュールを立て、示すこと。
  - (b) 実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「作業の流れ」を示すこと。
  - (c) 実施項目ごとに、付表-1 に示す各技術者区分に該当する担当者の作業量(人日数)を、 その算出根拠とともに示すこと。ただし、担当者は付表-1 に示すいずれかの技術者区 分に必ず該当するものとする。
  - (d) 各担当者の月別作業量(人日数)を示すこと。
- (8) 実施体制に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。
  - (a)本作業を統括する実施責任者と、業務管理及び技術管理の体制を示すこと。ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。なお、体制において実務作業を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。上記(5)、(6)で求める"精通した情報システム技術者"、上記(7)で求める"担当者"もこの記号で示す

こと。

- (b)本作業の実施に必要な各担当者の役割及び略歴、付表-1の技術者区分を示すこと。略歴は、最終学歴(注 1)、卒業年度、入社年度及び実務経験(特に本作業に関連する実務の経験)(注 2)等について具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者の実名は記載せず、上記(a)の記号で示すこと。
  - (注 1) 高校、専門学校、大学、修士、博士の別を記載し、学校名を記載する必要 はない。ただし、工学部、理学部、経済学部などの専攻を併記のこと。
  - (注 2) 作業件名(固有名詞は除く)、受注年度、受注者の区別(国/地方公共団体/ 民間会社)及び当該作業における役割について記載すること。なお、役割に ついては、プロジェクトマネージャー、システム設計、プログラム作成、解 析コード実行(コード名を記載すること)等のように具体的な内容を記載す ること。
- (c) 社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本作業の実施部門とが独立していることを明確に示すこと。また、本作業に関わる品質管理の具体的な方法(本作業に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等)を示すこと。

本件の入札に参加しようとするものは上記の(1)~(8)の条件を満たすことを証明するために、様式 1 及び 2 の適合証明書を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等(添付資料を含む。)は、正1部、及び副1部を提出すること。 また、適合証明書の作成するに際して質問がある場合には、令和2年10月13日(火曜) 17時までに電子メール又は文書(FAXも可)で、下記の、原子力規制庁長官官房技術基盤 グループ地震・津波研究部門に提出すること。

#### 適合証明書提出先:

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤課契約係

〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル 16 階

電話番号 : 03-5114-2222 FAX 番号 : 03-5114-2232

#### 質問提出先:

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門

〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル 15 階

担当:山川 光稀、土居 博昭

電話番号 : 03-5114-2226 FAX 番号 : 03-5114-2236

以上

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

「令和2年度地震・津波等の新知見データベースの改修」の入札に関し、応札者 の条件に適合することを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不 測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の 下、全社を挙げて直ちに対応します。

# 適合証明書

作業件名: 令和2年度地震・津波等の新知見データベースの改修

商号又は名称:

No.	条件	回 答	資料
NO.	木 IT	$(\bigcirc_{\mathrm{or}} \times)$	No.
	令和01・02・03年度(平成31・32・33年度)環境省競争		
(1)	参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」		
(1)	の等級に格付けされている者であること。		
	回答欄に格付けを記入すること。(競争参加資格通知書の写しを提出)		
	担当者が、原子力規制委委員会原子力規制庁(以下「規制庁」という)		
(2)	の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。		
	回答欄に可能であることを記入すること。		
	実施責任者が所属する組織・部門が、一般財団法人 日本情報経済社会		
	推進協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関により情報		
(3)	セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の認証を受けていること。も		
(0)	し、認証を受けていない場合には、原子力規制委員会情報セキュリティポ		
	リシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。		
	(ISMS の認証の写し、又は社内標準等の写しを提出)		
	本作業の遂行に際して、以下に該当しないことを明記すること。な		
	お、受注者が業務の一部を外注する場合にも外注先(下請負先)に対		
	して同様の考え方の適用を求めるものとする。		
	(a) 原子炉等規制法の規制対象となる者(原子炉設置者、原子力に		
	係る加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定め		
	る核燃料物質使用者)(ただし、原子力規制委員会が一部共管する		
	独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合は除く)		
	(b) 原子炉等規制法の許認可対象となる設備の開発、設計及び製造		
(4)	に関わる事業者		
	(c) (a) 及び(b) 者の子会社 (親会社の出資比率が 50%を超える被支		
	配会社)又は団体(運営費の過半を得ている団体又は構成員の過		
	半数が(a)及び(b)の者である団体)		
	(d) 同時期に同一内容の業務を(a)から(c)の者から受注した者(た		
	だし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者と		
	なり、共管範囲の業務を行う場合において、当該業務を行う部門		
	と別の部門が同一内容の業務を(a)から(c)の者から受注する場合		
	は除く)		
(5)	地震、津波に関する文献、情報をデータベース化して整理する業務		
	を行う技術力を示すとともに、対象とする文献、情報データの整理に		

	·		
	精通した情報システム技術者の参画を示すこと。なお、技術力を実績		
	で示す場合には、添付資料に対象とする文献、情報データベースの整		
	理に関わる作業実績 1 件について、下記の事項を記すこと。ここに、		
	作業実績については文献、情報データベースへ蓄積したデータ件数が1		
	万件以上に該当するものであり、かつ適切なキーワードで全文検索で		
	きる機能を有するものであること。また、文献、情報データベースの		
	整理に精通した情報システム技術者が参画することを、下記(8)で述べ		
	る実施体制に明記すること。		
	① 作業名称(固有名称を除く)		
	② 発注者の区分(国/地方公共団体/民間会社)		
	③ 実施年度		
	④ 作業概要及びデータベースに蓄積したデータ件数(公開できる範		
	囲に限る)		
	文献、情報データベースの情報処理システムの改修に関わる業務を		
	行う技術力を示すとともに、対象とするシステムの改修作業に精通し		
	   た情報システム技術者の参画を示すこと。なお、技術力を実績で示す		
	場合には、添付資料に、文献、情報データベースの情報処理システム		
	   の改修に関わる作業実績1件について、下記の事項を記すこと。情報		
	処理システムは、オペレーティングシステム (OS)、WEB サーバ、デー		
	タベース管理システム、言語の構成として、OS は Windows Server 2012		
(.)	R2 以降のバージョン、 WEB サーバは IIS8.5 以降のバージョン、デー		
(6)	タベース管理システムは PostgreSQL9.4 以降のバージョンとし、言語		
	については PHP5.6 以降のバージョンを使用した改修作業とする。 さら		
	に、上記の精通した情報システム技術者が参画することを、下記(8)で		
	述べる実施体制に明記すること。		
	① 作業名称(固有名称を除く)		
	② 発注者の区分(国/地方公共団体/民間会社)		
	③ 実施年度		
	④ 作業概要及び作業規模(公開できる範囲に限る)		
	作業内容に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。		
	(a)納期内の作業配分に無理のない作業スケジュールを立て、示すこ		
	と。		
	(b)実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「作業の流れ」を示す		
(=)	こと。		
(7)	(c)実施項目ごとに、付表-1に示す各技術者区分に該当する担当者の		
	作業量(人日数)を、その算出根拠とともに示すこと。ただし、		
	担当者は付表-1に示すいずれかの技術者区分に必ず該当するもの		
	とする。		
	(d)各担当者の月別作業量(人日数)を示すこと。		
<u> </u>	······	<u> </u>	

実施体制に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。

- (a) 本作業を統括する実施責任者と、業務管理及び技術管理の体制を示すこと。ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。なお、体制において実務作業を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。上記(5)、(6)で求める"精通した情報システム技術者"、上記(7)で求める"担当者"もこの記号で示すこと。
- (b)本作業の実施に必要な各担当者の役割及び略歴、付表-1の技術者 区分を示すこと。略歴は、最終学歴(注1)、卒業年度、入社年度 及び実務経験(特に本作業に関連する実務の経験)(注2)等につ いて具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者 の実名は記載せず、上記(a)の記号で示すこと。
  - (注 1) 高校、専門学校、大学、修士、博士の別を記載し、学校 名を記載する必要はない。ただし、工学部、理学部、経済 学部などの専攻を併記のこと。
  - (注 2) 作業件名(固有名詞は除く)、受注年度、受注者の区別(国/地方公共団体/民間会社)及び当該作業における役割について記載すること。なお、役割については、プロジェクトマネージャー、システム設計、プログラム作成、解析コード実行(コード名を記載すること)等のように具体的な内容を記載すること。
- (c) 社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本作業の実施部門とが独立していることを明確に示すこと。また、本作業に関わる品質管理の具体的な方法(本作業に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等)を示すこと。

適合証明書に対する照会先

所在地: (郵便番号も記載のこと)

商号又は名称及び所属:

担当者名 : 電話番号 : FAX番号 : E-Mail :

(8)

## 付表-1 技術者の適用業務区分

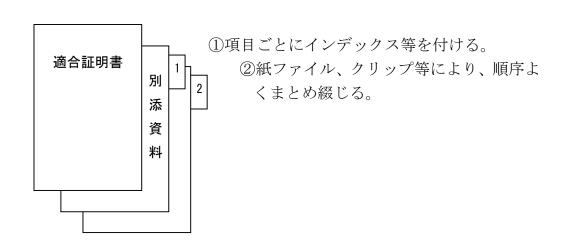
情報システム関係 技術者区分	適用業務
区分 A	プロジェクトマネージャー(PM) システム開発計画の全体構想、体制の構築、進捗管理等。
区分 B	システムエンジニア(SE) システムの機能設計、総合テスト・評価、マニュアル作成等。
区分 C	プログラマー (PG) プログラミング、プログラムモジュールやプロセスことのテストを実施。

### 記載上の注意

- 1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
- 2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出する こと。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付 することができる。
- 3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」 欄に資料番号を記載すること。

その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。

- 4. 資料は、日本語(日本語以外の資料については日本語訳を添付)、A4判(縦置き、横書き)で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
- 5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



## (案)

# 契約書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名(以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)とは、「令和2年度地震・津波等の新知見データベースの改修」について、次の条項(特記事項を含む。)により契約を締結する。

#### (契約の目的)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

円

#### (契約金額)

## 第2条 金

(うち消費税額及び地方消費税額

円)とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法 第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

#### (契約期間)

第3条 契約締結日から令和3年3月31日までとする。

#### (契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

#### (一括委任又は一括下請負の禁止等)

- 第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。 ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負わせた業務に伴う当該第三者(以下「下請負人」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。
- 3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約 を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙 は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければ ならない。

#### (監督)

- 第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。
- 2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

#### (完了の通知)

第7条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

#### (検査の時期)

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、 合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。 (天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

#### (対価の支払)

第10条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に対価を支払わなければならない。

#### (遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の 日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗 じて計算した金額を支払うものとする。

#### (違約金)

- 第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額 を徴収することができる。
  - (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物(以下「納入物」という。)の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
  - (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見 込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
  - (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
  - (4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報(以下「保全情報」という。) が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者(乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第16条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。) に漏洩したとき契約金額の100分の10に相当する額
  - (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100 分の10に相当する額
  - (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の1 0に相当する額
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### (契約の解除等)

- 第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ち に解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請 負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

#### (契約不適合責任)

- 第14条 甲は、役務行為が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。
- 2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

#### (損害賠償)

- 第15条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をしても、 なお損害賠償の請求をすることができる。
- 2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

#### (保全情報の取扱い)

- 第16条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。
- 2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。
- 3 乙は、保全情報が乙以外の者(ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。)に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

#### (秘密の保持)

- 第17条 前条に定めるほか、乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏 えい防止の責任を負うものとする。
- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

#### (権利義務の譲渡等)

- 第18条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて 債権の譲渡を行い、甲に対して民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権 の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債 権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次 の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。 また、乙から債権を譲り受けた者(以下「譲受人」という。)が甲に対して債権譲渡特例法第 4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定す る承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- (1) 甲は、承諾の時において本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
- (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定 その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(著作権等の帰属・使用)

- 第19条 乙は、納入物に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。)を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物 の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措 置をとるものとする。
- 3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

#### (個人情報の取扱い)

- 第20条 乙は、甲から預託を受けた個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
- (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者(第5条第2項に定める下請負人を含む。) に預託 若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
- (2) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、 又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な 管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等 が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその 効力を有するものとする。

#### (資料等の管理)

第21条 乙は、甲が貸出した資料等については、充分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう 万全の措置をとらなければならない。

#### (契約の公表)

第22条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されること に同意するものとする。

### (紛争の解決方法)

- 第23条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。
- 2 前項のほか、 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

#### 特記事項

#### 【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

- 第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
  - (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
    - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
    - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
    - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知が あったとき
  - (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が 確定したとき
  - (3) 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

- 第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、 次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。
  - (1)独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
  - (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
  - (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

- 第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、 乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場 合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならな い。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合 において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではな い。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙 は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算 した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### 【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

- 第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約 を解除することができる。
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接 的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### (下請負契約等に関する契約解除)

- 第5条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再委任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

#### (損害賠償)

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に 損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、 乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場 合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならな い。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合 において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙 は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算 した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### (不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の 反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた 場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介 入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。 本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目 9番 9 号 支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

 $\angle$